

○福島県自然環境保全条例

昭和四十七年十月二十日

福島県条例第五十五号

改正 昭和四八年三月二七日条例第二五号

昭和四八年一〇月一八日条例第六九号

昭和四九年三月二六日条例第二三号

昭和五〇年三月一七日条例第一七号

昭和六一年七月二五日条例第五〇号

平成三年三月一九日条例第二〇号

平成四年三月二四日条例第三六号

平成八年三月二六日条例第一一号

平成一二年三月二四日条例第二九号

平成一四年三月二六日条例第八号

平成二二年一〇月八日条例第五二号

福島県自然環境保全条例をここに公布する。

福島県自然環境保全条例

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 自然環境保全基本方針（第十一条）

第三章 自然環境保全地域（第十二条—第十九条の五）

第四章 緑地環境保全地域（第二十条—第二十四条）

第五章 削除

第六章 福島県自然環境保全審議会（第二十六条の二—第三十条）

第七章 雑則（第三十一条—第四十条）

第八章 罰則（第四十一条—第四十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、自然環境の保全を目的とする他の法令と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民に

これを継承できるようにし、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平八条例一一・平二二条例五二・一部改正)

## 第二条 削除

(平八条例一一)

(県等の責務)

第三条 県、事業者及び県民は、福島県環境基本条例(平成八年福島県条例第十一号)第三条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

(平一二条例二九・全改)

(基礎調査の実施)

第四条 県は、地形、地質、植生及び野生植物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行なうよう努めるものとする。

## 第五条 削除

(平八条例一一)

(整備事業の推進)

第六条 県は、緑化の促進、植生の回復等の自然環境の整備に必要な事項の推進に努めるものとする。

(地域開発施策等における調整)

第七条 県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境を適正に保全するために必要な調整をするものとする。

## 第八条から第十条まで 削除

(平一二条例二九)

## 第二章 自然環境保全基本方針

(自然環境保全基本方針)

第十一条 知事は、自然環境の保全を図るための基本方針(以下「自然環境保全基本方針」という。)を定めなければならない。

2 自然環境保全基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 自然環境の保全に関する基本構想

二 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域(以下「保全地域」という。)の指定その他

これらの地域に係る生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、自然環境の保全に関する重要事項

3 知事は、自然環境保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、福島県自然環境保全審議会の意見をきかなければならない。

4 知事は、自然環境保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、自然環境保全基本方針の変更について準用する。

(平二二条例五二・一部改正)

### 第三章 自然環境保全地域

(指定)

第十二条 知事は、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第四十五条第一項の規定により、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、その区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

一 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの

二 すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が規則で定める面積以上のもの

三 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が規則で定める面積以上のもの

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原若しくは河川の区域又は海域でその面積が規則で定める面積以上のもの

五 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が規則で定める面積以上のもの

2 次の各号に掲げる区域は、自然環境保全地域の区域に含まれないものとする。

一 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域の区域

二 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第一号に規定する自然公園の区域

- 3 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び福島県自然環境保全審議会の意見をきかなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、あわせて、その意見をきかなければならない。
- 4 知事は、自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しななければならない。
- 5 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見をきく必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 知事は、自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 8 自然環境保全地域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 9 第三項前段及び前二項の規定は自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更に ついて、第三項後段及び第四項から第六項までの規定は自然環境保全地域の区域の拡張につ いて、それぞれ準用する。

（自然環境保全地域に関する保全計画の決定）

第十三条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

- 2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項
  - 二 当該地域における自然環境の特質に即して特に保全を図るべき土地の区域（以下「特別地区」という。）の指定に関する事項
  - 三 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
  - 四 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項

3 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。当該計画を廃止し、又は変更したときも、同様とする。

4 前条第三項前段の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更（第二項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。

（平二二条例五二・一部改正）

（自然環境保全地域に関する保全事業の執行）

第十四条 自然環境保全地域に関する保全事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。）は、県が執行する。

2 市町村は、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

（平一二条例二九・一部改正）

（特別地区）

第十五条 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。

2 第十二条第七項及び第八項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、併せて、当該自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採（第十項各号に掲げる行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を指定するものとする。自然環境保全地域に関する保全計画で当該特別地区に係るものの変更（第十三条第二項第三号に掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。）をするときも、同様とする。

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準

用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第六号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
  - 二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
  - 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
  - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - 六 木竹を伐採すること。
  - 七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
  - 八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
  - 九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
  - 十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
  - 十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 5 前項の許可には、当該特別地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。
  - 6 知事は、第四項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
  - 7 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第四項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
  - 8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同

項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第四項の許可を受けたものとみなす。

10 次に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は適用しない。

一 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等(第十九条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。)として行う行為

三 法令に基づいて国の機関、地方公共団体その他規則で定める者(以下「公的機関」という。)が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

四 通常管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(平三条例二〇・平一二条例二九・平二二条例五二・一部改正)

(野生動植物保護地区)

第十六条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

2 第十二条第七項及び第八項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵も含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条第四項の許可を受けた行為(第十九条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うためにする場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合

三 自然環境保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

五 法令に基づいて公的機関が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

六 通常管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に

支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

七 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合

4 前項第七号の規定は、前項第六号の許可について準用する。

(平三条例二〇・平二二条例五二・一部改正)

(普通地区)

第十七条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第一号から第三号までに掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（海底を含む。）の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第一項の規定により届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

- 5 知事は、当該自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 6 次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は適用しない。
- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
  - 二 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
  - 三 認定生態系維持回復事業等として行う行為
  - 四 法令に基づいて公的機関が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
  - 五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
  - 六 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為  
(昭四八条例六九・平二二条例五二・一部改正)  
(中止命令等)

第十八条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十五条第四項若しくは第十六条第三項の規定に違反し、若しくは第十五条第五項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(公的機関に対する特例)

第十九条 公的機関が行う行為については、第十五条第四項又は第十六条第三項第七号の規定による許可を受けることを要しない。この場合において、当該公的機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

- 2 公的機関は、第十五条第七項又は第十七条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(昭四八条例六九・平二二条例五二・一部改正)

(生態系維持回復事業計画)

第十九条の二 知事は、生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同

じ。)の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、第二十六条の二に規定する福島県自然環境保全審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めることができる。

- 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 生態系維持回復事業の目標
  - 二 生態系維持回復事業を行う区域
  - 三 生態系維持回復事業の内容
  - 四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。
- 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、第二十六条の二に規定する福島県自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(平二二条例五二・追加)

(生態系維持回復事業の実施)

第十九条の三 県は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。

- 2 国及び市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 3 県、国及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。
- 4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 生態系維持回復事業を行う区域
  - 三 生態系維持回復事業の内容
  - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び市町村にあつては知事の確認を、県、国及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(平二二条例五二・追加)

(認定の取消し)

第十九条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
- 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(平二二条例五二・追加)

(報告徴収)

第十九条の五 知事は、第十九条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(平二二条例五二・追加)

#### 第四章 緑地環境保全地域

(指定)

第二十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、良好な生活環境を確保するために自然環境を保全することが必要であるものを緑地環境保全地域として指定することができる。

- 一 市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域にある樹林地、池沼、丘陵、草原等の

区域及びこれと一体となつて良好な自然環境を形成している区域でその面積が規則で定める面積以上のもの

二 歴史的、文化的、社会的資産と一体となつて良好な自然環境を形成している区域でその面積が規則で定める面積以上のもの

2 緑地環境保全地域は、その地域の自然環境の特質に応じ、特に保全を図るべき地域を第一種緑地環境保全地域、その他の地域を第二種緑地環境保全地域とする。

3 次に掲げる区域は、緑地環境保全地域に含まれないものとする。

一 第十二条第二項各号に掲げる区域

二 第十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域の区域

三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第一項の規定により指定された都市計画区域

4 第十二条第三項前段の規定は緑地環境保全地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、同条同項後段及び同条第四項から第六項までの規定は緑地環境保全地域の指定及びその区域の拡張について、同条第七項及び第八項の規定は緑地環境保全地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、第十二条第三項から第八項までの規定中「自然環境保全地域」とあるのは、「緑地環境保全地域」と読み替えるものとする。

（昭四九年条例二三・一部改正）

（緑地環境保全地域に関する保全計画の決定）

第二十一条 緑地環境保全地域に関する保全計画（緑地環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 緑地環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

二 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項

三 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 第十二条第三項前段の規定は緑地環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第四項から第六項までの規定は緑地環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更（前項第二号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、第十三条第三項の規定は緑地環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更について、それぞれ準用する。

（緑地環境保全地域に関する保全事業の執行）

第二十二條 緑地環境保全地域に関する保全事業(緑地環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。)は、県が執行する。

2 市町村は、緑地環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

(平一二条例二九・一部改正)

(緑地環境保全地域における届出等)

第二十三條 緑地環境保全地域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 木竹を伐採すること。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定により届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 知事は、当該緑地環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと

認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

6 第一種緑地環境保全地域における次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は適用しない。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為
- 二 緑地環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為
- 三 法令に基づいて公的機関が行なう行為のうち、緑地環境保全地域における緑地環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- 四 通常管理行為又は軽易な行為のうち、緑地環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- 五 緑地環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

7 第二種緑地環境保全地域における次の各号に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は適用しない。

- 一 前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる行為
- 二 前号の行為以外の行為で緑地環境保全地域における自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

8 第十九条第二項の規定は、緑地環境保全地域に係る公的機関に対する特例について準用する。この場合において、第十九条第二項中「第十五条第七項又は第十七条第一項」とあるのは「第一項」と、「したとき、又はしようとするとき」とあるのは「しようとするとき」と読み替えるものとする。

(昭四八条例六九・一部改正)

(中止命令等)

第二十四条 知事は、緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

## 第五章 削除

(昭五〇条例一七)

第二十五条及び第二十六条 削除

(昭五〇条例一七)

## 第六章 福島県自然環境保全審議会

(名称)

第二十六条の二 自然環境保全法第五十一条第一項の合議制の機関の名称は、福島県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）とする。

(平一二条例二九・追加)

(組織)

第二十七条 審議会は、委員二十七人以内で組織する。

- 2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(昭六一条例五〇・平四条例三六・平一二条例二九・平一四条例八・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第二十九条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。

(規則への委任)

第三十条 第二十六条の二から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(平一二条例二九・一部改正)

## 第七章 雑則

(自然環境保全協定)

第三十一条 知事は、自然環境を保全するために必要があると認めるときは、土地又は木竹の所有者その他の関係人の自然環境を保全するための協定を締結するよう努めるものとする。

(自然保護監視員等)

第三十二条 知事は、自然環境を保全するため、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護監視員を命じ、第十八条及び第二十四条に規定する権限の一部を行なわせ

ることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 知事は、自然環境の保全状況をは握し、及び自然環境の保全のための指導等にあたるため、自然保護指導員を置くことができる。

(報告及び検査等)

第三十三条 知事は、保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第十五条第四項若しくは第十六条第三項第七号の規定による許可を受けた者若しくは第十七条第二項若しくは第二十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に保全地域内の土地若しくは、建物内に立ち入り、第十五条第四項各号、第十六条第三項本文、第十七条第一項各号若しくは第二十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二二条例五二・一部改正)

(実地調査)

第三十四条 知事は、保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は保全地域に関する保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

- 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条及び次条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
- 4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由が

ない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(標識の設置)

第三十五条 知事は、保全地域を指定したときは、その区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

- 2 保全地域の土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、前項の規定による標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を知事の承諾を得ないで、移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(損失の補償)

第三十六条 県は、第十五条第四項若しくは第十六条第三項第七号の許可を得ることができないため、第十五条第五項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付されたため、又は第十七条第二項若しくは第二十三条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 県は、保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は県が行う保全地域に関する保全事業の執行に関し、第三十四条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(平二二条例五二・一部改正)

(財政上の措置)

第三十七条 県は、自然環境の保全に資するため、土地の買取りその他の施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村に対する助成)

第三十八条 県は、自然環境の保全に関する事業を行なう市町村に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内で、助成するものとする。

(農林漁業等に対する配慮)

第三十九条 県は、保全地域に関する規定の適用に当たっては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

(規則への委任)

第四十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

## 第八章 罰則

第四十一条 第十八条又は第二十四条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又

は百万円以下の罰金に処する。

(平四条例三六・追加、平二二条例五二・一部改正)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第四項又は第十六条第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条第五項(第十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者

(平四条例三六・旧第四十一条繰下・一部改正、平二二条例五二・一部改正)

第四十三条 第十七条第二項又は第二十三条第二項の規定による処分違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(平四条例三六・旧第四十二条繰下・一部改正、平二二条例五二・一部改正)

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十七条第四項又は第二十三条第四項の規定に違反した者
- 三 第三十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第三十三条第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第三十四条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者
- 六 第三十五条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識の設置を拒み、又は妨げた者
- 七 第三十五条第三項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊した者

(昭四八条例六九・一部改正、平四条例三六・旧第四十三条繰下・一部改正、平二二条例五二・一部改正)

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(平四条例三六・旧第四十四条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において規則で定める日から

施行する。ただし、第一章及び第五章の規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(昭和四八年規則第五一号で昭和四八年六月一五日から施行)

- 2 前項ただし書に規定する施行の日以後七十日以内に、第二十五条の規定により届出を要する行為に着手しようとする者についての同条の適用については、同条中「その行為に着手しようとする日の六十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

附 則 (昭和四八年条例第二五号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第二十四条及び第二十五条の改正規定は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(昭和四八年規則第四七号で昭和四八年五月二五日から施行)

附 則 (昭和四八年条例第六九号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正前の福島県立自然公園条例（以下「改正前の条例」という。）第十五条第一項の規定による届出を要しなかつた行為で第一条の規定による改正後の福島県立自然公園条例（以下「改正後の条例」という。）第十五条第一項の規定による届出を要することとなつたもののうち、この条例の施行の際現に着手しているものについては、改正後の条例第十五条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第十五条第一項の規定による届出をしている行為については、改正後の条例第十五条第五項の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年条例第一七号)

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年条例第五〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年条例第二〇号)

この条例は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (平成四年条例第三六号)

- 1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。ただし、第二十七条第一項の改正規定及び次項の規定は、同年四月一日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行後この条例による改正後の福島県自然環境保全条例（以下「改正後の条例」という。）第二十七条第三項の規定により最初に任命される委員の任期については、改正後の条例第二十八条第一項の規定にかかわらず、平成四年九月二日までとする。
- 3 この条例（附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成八年条例第一一号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年条例第二九号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年条例第八号）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に委員の任期満了に伴い新たに組織される審議会について適用し、施行日前に組織された審議会については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年条例第五二号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。